

○薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づき登録講習機関の登録について

(平成17年6月6日)

(事務連絡)

(各都道府県薬務主管課医療機器担当者あて厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室通知)

標記について、別添官報(写)のとおり5月11日付で(財)総合健康推進財団が登録講習機関として登録されましたので、お知らせします。

[別添]

[画像1 \(186KB\)](#)

[画像2 \(219KB\)](#)